

北部地域振興センターHP動画展「活動紹介ひろば」及びニヤオざねまつりYoutubeチャンネルへの掲載動画募集要領

1 趣旨

埼玉県北部地域振興センター及び熊谷市市民活動支援センター(以下「センター等」という。)は、コロナ禍でもNPO法人及び市民活動団体が有効な情報発信ができるよう北部地域振興センターHPの動画展「活動紹介ひろば」及びニヤオざねまつりYoutubeチャンネル(以下「センターHP等」という。)において、活動紹介動画を掲載します。

2 応募資格について

応募できる団体は、「コロナ禍でも!『伝える』×『伝わる』活動の魅力」動画づくり講座に参加した団体並びに北部地域振興センター管内(熊谷市、深谷市、寄居町)のNPO法人及び市民活動団体とします。

ただし、以下の団体は除きます。

- ①布教を目的とする宗教活動、特定の政党や候補者の支援活動をする団体。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律第77号)」第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員が関与する団体。

3 応募作品について

- (1) 団体の活動を紹介する1分程度の動画とします。(原則1団体につき1動画の応募とします。)
- (2) 応募作品は、統一のロゴを挿入した上で、センターHP等に掲載します。また、音声データを含む動画については、音声をテキストにしてセンターHP等に掲載します。
- (3) 応募作品に使用される著作物、肖像については、応募団体が著作権を有するの、または権利者から事前に使用承諾を得たものとします。
- (4) 被写体に人物が含まれている場合は、応募団体の責任において事前に人物の承諾を得るなど、肖像権の侵害の問題が生じないことを応募の条件とします。
- (5) 応募作品に関して法律上の問題が生じた場合、応募団体の責任および負担において、その一切を解決するものとします。
- (6) 応募作品は返却しません。
- (7) 公開された動画へのリンクは自由です。

4 応募方法

別紙に必要事項を記載の上、北部地域振興センター県民生活担当にメール又はFAXで提出してください。受付後、北部地域振興センターが送付するメールに動画をアップロードしてください。

5 応募作品の不掲載及び掲載している応募作品の削除

応募作品が次のいずれかに該当し、または該当するおそれがある場合には、センターHP等に掲載しないことがあります。また、掲載後であっても、応募団体に事前に通知することなく削除することがあります。

- ①法令及び公序良俗に違反する場合
- ②人権を侵害する行為または犯罪的行為に結びつく場合
- ③事実誤認・虚偽または誇大な表現である場合
- ④他の応募者またはその他の者の著作権、プライバシー、名誉、信用等を侵害する場合
- ⑤他の応募者またはその他の者に不利益を与える場合
- ⑥センターHP等の運営を妨げたり、信用を傷つけたりした場合
- ⑦センターHP等にコンピューターウィルスなどの有害なプログラムを登録、配信する場合
- ⑧政治活動または宗教活動に該当する場合
- ⑨その他、センター等が不適当と判断する場合
- ⑩掲載から十分な期間が経過したとセンター等が判断する場合

6 損害賠償責任等

- (1) センター等は、センターHP等の停止や故障等により応募団体が被る損害について一切の責任を負いません。
- (2) 応募団体が作成した作品については、すべて応募団体の責任において作成されたものとし、センター等は、センターHP等で発生したトラブルについて、いかなる場合であっても責任を負いません。

「活動紹介動画」掲載申込書

「募集要領」に記載された内容について承諾した上で、申込みます。

(↑ または■にしてください)

団体名	
代表者名	
担当者名	
連絡先	電話番号 :
	メールアドレス :
キャッチフレーズ 〔団体名を含んで 20~30字〕	

「活動紹介動画」掲載申込書

「募集要領」に記載された内容について承諾した上で、申込みます。

(↑ または■にしてください)

団体名	特定非営利活動法人N P Oくまがや
代表者名	○○ ○○
担当者名	○○ ○○
連絡先	電話番号：048-522-1592
	メールアドレス：××××××@××.××
キャッチフレーズ [団体名を含んで 20~30字]	(例) くまがやをくまなくつなぐ、おもしろく！N P Oくまがや